

第7章 精神保健福祉

「医療機関から地域へ、地域から社会へ」を目標として、障害者自立支援法が平成18年10月から本格実施された。障がい者が安心して生活を送っていくためには、日々の暮らしの中で抱えている課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切なサービスに結びつけていくための相談支援をはじめ、障害者を取り巻く家族、関係者の理解、協力が必要である。

こうしたことから、市町村、地域活動支援センター、保健所が連携し、相談支援を行うとともに、家族教室や地域住民にとって身近な相談窓口となる民生委員やボランティア等関係者に対し精神保健福祉に関する正しい理解や知識の普及啓発を図るためのネットワーク講座を開催した。

精神障がい者地域移行支援事業では、円滑な退院や退院後のQOL向上に資するため、関係機関との連携の強化や課題の共有が求められる。

また、平成18年10月施行された自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、県では岐阜県自殺総合対策行動計画が策定された。今後は、この計画に基づき、様々な関係機関が自殺対策について具体的な取り組みを進めていく必要があり、地域においても相談対応の充実、関係機関のネットワークのさらなる強化を図っていくことが求められている。